

墜落制止用器具(フルハーネス型)使用作業 特別教育のご案内

厚生労働省は、労働者の墜落を制止する器具である安全帯（以下「墜落制止用器具」という。）の安全性の向上と適切な使用等を図るため、2018年6月に、関係する政令・省令等を一部改正しました。これにより2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を労働者に使用させることや、当該労働者に対し特別教育を行うことが事業者には義務付けられました。

つきましては、(一社)香川労働基準協会高松支部では、今般、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、受講くださいますようお願い申し上げます。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の科目、範囲及び時間

学 科

科 目	範 囲	時 間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1 時間
墜落制止用器具に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

実 技

科 目	範 囲	時 間
墜落制止用器具の使用法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

合計 6 時間



フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育用テキスト

